株主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける旨の定款の変更の決議をしたものとみなされた場合に該当することを証する書面

当会社は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第７１号。以下「整備法」という。）の施行日（令和４年９月１日）において、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）第１２８条第１項に規定する振替株式を発行しており、整備法第１０条第２項の規定により、当該施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされた会社であることを証明します。

令和○○年○○月○○日

○県○市○町○丁目○番○号

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○